

労働協約の地域的拡張適用について

労働組合法第18条に基づき、労働協約の地域的拡張適用について厚生労働大臣に申立てがあり、令和3年9月22日付けで厚生労働大臣が労働協約の地域的拡張適用を決定しました。

このことから、**令和4年4月1日から令和5年5月31日までの間、以下の内容の労働協約が茨城県内全域に拡張適用されます。**

適用される労働者

「大型家電量販店」に雇用される「無期雇用フルタイム労働者」

「大型家電量販店」

：日本標準産業分類の「電気機械器具小売業」等に該当し、店舗面積1,000㎡超など

「無期雇用フルタイム労働者」

：無期契約の労働者（管理監督者等を除く）であって、以下を満たす者

- ・賃金が時給又は日給で算出されない
- ・1日の所定労働時間が7時間以上かつ1週間の所定労働時間が35時間以上

※詳細は厚生労働大臣による令和3年9月22日付けの決定を参照。

適用される労働協約の内容

- 適用される労働者のうち、1日の所定労働時間が7時間45分を超える労働者の、各年度に付与される所定休日数の最低日数を111日以上とすること。
- 適用される労働者のうち、1日の所定労働時間が7時間以上7時間45分以下の者の、各年度に付与される所定休日数の最低日数を107日以上とすること。
- 休日振替を行うことなく所定休日に労働が行われたときには、休日労働割増賃金として、通常の労働時間の賃金の1時間あたりの額の135%に休日労働を行った時間数（8時間未満の場合は8時間とみなす）を乗じた賃金を支払うこと。
- 付与された所定休日数又は実際に取得できた休日数が所定休日の最低日数に満たない場合、当該年度の最後の日から順にさかのぼって最低日数に達するまでの日数について所定休日とみなして、割増賃金を支払うこと。

※詳細は厚生労働大臣による令和3年9月22日付けの決定を参照。

労働組合法（昭和24年法律第174号）

第18条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約（略）の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

2、3 （略）



厚生労働大臣による令和3年9月22日付けの決定はこちらをご覧ください。

お問合せ先 厚生労働省労働基準局労働関係法課 tel. 03-5253-1111

